

豊川霞堤地区浸水被害軽減対策協議会 規約（改定案）

（名称）

第1条 本会は、「豊川霞堤地区浸水被害軽減対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 豊川の霞堤に起因する浸水被害が発生している地区の浸水被害を軽減させるため、流域の特性を考慮した「豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画」を策定し、計画を着実に推進することを目的とする。あわせて、流域治水の取組みを推進することを目的とする。

（組織等）

第3条 協議会は、別表第1に掲げる委員により構成する。

2 協議会の下部組織として作業部会を設け、別表第2に掲げる委員により構成する。

3 作業部会は、協議会に諮る資料の作成および確認等を行う。

（会長）

第4条 会長は、別表第1に掲げる委員から選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会議を総括する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 協議会は、別表第1に掲げる委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めた場合は、別表第1に掲げる委員以外の者に会議への出席を求め意見を聴取することができる。

（会議の公開）

第6条 協議会及び作業部会は、原則として非公開とする。

（協議会資料の公表）

第7条 協議会資料については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(作業部会等議事録の公表)

第8条 作業部会等における議事録については、会議終了後、速やかに公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、豊橋河川事務所において行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年 1月18日から施行する。

令和 5年12月26日改定

令和 7年 月 日改定

別表第 1（第 3 条関係）

区分	役職等
国	豊橋河川事務所長
愛知県	東三河建設事務所長
豊橋市	建設部長
豊川市	建設部長
豊川改修期成同盟会（豊橋市）	会長
豊川改修促進期成同盟会（豊川市）	会長

別表第 2（第 3 条関係）

区分	役職等
国	豊橋河川事務所 副所長
	豊橋河川事務所 事業対策官 豊川流域治水出張所長
	豊橋河川事務所 流域治水課長
愛知県	東三河建設事務所 維持管理課長 河川港湾整備課長
豊橋市	建設部 河川課長
	建設部 河川課長補佐
豊川市	建設部 道路河川管理課長
	建設部 道路河川管理課長補佐
地域住民代表	（豊橋市） 牛川地区代表者 下条地区代表者 賀茂地区代表者 （豊川市） 三上地区代表者 金沢地区代表者